

生産行程管理業務規程

令和7年5月1日

1 作成者

住所（フリガナ）：(〒431-0203) 静岡県浜松市中央区馬郡町2465
(シズオカケンハママツシチュウオウクマゴオリチョウ2465)

名称（フリガナ）：浜名湖養魚漁業協同組合
(ハマナコヨウギョギョウキョウドウクミアイ)

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：代表理事 外山 昭廣

ウェブサイトのアドレス：<https://www.hamanako-eel.jp>

2 農林水産物等の区分

区分名：第4類 水産物類
区分に属する農林水産物等：魚類

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：浜名湖うなぎ（ハマナコウナギ）、Lake Hamanako Unagi、
Lake Hamanako Japanese Eel

4 明細書の変更

浜名湖養魚漁業協同組合（以下「組合」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

(1) 構成員への周知・指導等

組合は、構成員たる生産業者（以下「生産業者」という。）に対し「浜名湖うなぎ」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導する。

ア 生産業者（うなぎ養殖業者）の手順

(ア) 生産業者は、明細書に記載された種苗及び養殖方法を遵守していることが分かる記録を保管する。

(イ) 生産業者は、組合が出荷前に行う残留薬物検査を受け、残留薬物が基準値以下であるうなぎのみを出荷するとともに、出荷状況が分かる記録を保管する。

イ 組合の手順

(ア) 組合は、出荷前1か月以内に残留薬物検査を実施し、検査結果を生産業者に知らせるとともに、その記録を保管する。

(イ) 組合は、生産業者が明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことが疑われる場合には、当該生産業者に対して臨時で調査を実施し、その記録を保管する。

(2) 手順の妥当性を見直す機会

組合は、上記(1)のア及びイの手順について、年1回以上その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

組合は、生産業者が明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことを確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

組合は、上記5(1)の周知の際に、地理的表示である「浜名湖うなぎ」及びGIマーク(以下「地理的表示等」という。)の使用に係る以下の内容についても周知する。

- (1) 明細書に記載された生産地及び生産の方法に基づいて生産された「うなぎ」にのみ、地理的表示等が使用可能であること。
- (2) GIマークを使用する場合は、地理的表示である「浜名湖うなぎ」と併せて使用すること。
- (3) GIマークは、法施行規則で定められた規定に基づいたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

組合は、生産業者による地理的表示等の違反使用を確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、組合は当該生産業者の生産した「うなぎ」について、地理的表示等の使用を禁止できることとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

組合は、上記6及び8に関して、「浜名湖うなぎ」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

組合及び生産業者は、次の資料をその作成日又は取得日から5年間保存するものとする。

- (1) 上記5における「浜名湖うなぎ」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施結果が確認できる資料
- (2) 明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び組合が行った指導等に係る資料

11 連絡先(文書送付先)

